

特別委員会設置に関する細則

第一章 総則

(目的)

第一条

この規則は、東京大学教養学部学友会規約第四十六条に定める特別委員会のうち、東京大学教養学部学友会学生理事会（以下、「理事会」という）が所管するもの（以下、単に「特別委員会」という）の設置、権限及びその他の事項について定めることを目的とする。

(特別委員会の設置及び理事会の権限)

第二条

- 一 理事会は、必要となる知識及び技術の観点から理事会の組織では対応が困難な問題又は高度に専門的な技能を要する業務に対応するため、特別委員会を設置することができる。
- 二 理事会は、特別委員会の職務の方針及び内容を決定し、その業務を監督する。
- 三 理事会は、特別委員会の委員を指名する。
- 四 理事会は、特別委員会の委員として不適格な者を解任することができる。
- 五 理事会は、その他、特別委員会の運営上必要な事項を決定することができる。
- 六 理事会は、特別委員会が不要になった際には、直ちに解散を命じなければならない。

(特別委員会の組織及び立候補)

第三条

- 一 特別委員会は、以下の構成員によって組織される。
 - (ア) 委員長 一名
 - (イ) 委員 理事会が必要と考える人数
- 二 委員長は、委員の中から理事会が指名する。
- 三 東京大学に所属する学生（大学院生含む、以下同じ。）は、理事会が定める方法により、特別委員会の委員に立候補することができる。
- 四 委員の指名には、必ずしも前項に定める立候補を要しない。

(広報)

第四条

- 一 理事会は、特別委員会を設置することを決定した場合は、その旨公示しなければならない。ただし、公示には以下の点を含まなければならない。
 - (ア) 対象となる業務

- (イ) 必要となる技能
 - (ウ) 委員の定数
 - (エ) 業務を開始する日
 - (オ) 「活動保障費に関する規則」第三条により理事会が定める、特別委員会の委員に支給する活動保障費の額
 - (カ) 「活動保障費に関する規則」第三条第二項イ但書に定める決定を行った場合は、その理由
- 二 理事会は、「活動保障費に関する規則」第三条により理事会が定める、特別委員会の委員に支給する活動保障費の額を変更した場合は、その旨公示しなければならない。
 - 三 特別委員会の業務の開始は、第 1 項に定める公示の日から少なくとも七日後でなければならない。

(欠格条項)

第五条

- 一 次の各号のいずれかに該当する者は、特別委員会の委員となることはできない。
 - (ア) 東京大学の学生ではない者。
 - (イ) 「理事及び総務の懲戒に関する規則」に基づく懲戒処分として総務を解任され、又は、第二条第四項に定めるところにより特別委員会の委員を解任され、当該処分の日から九十日を経過しない者。
- 二 理事会は、特別委員会が対象とする問題に対して能力その他の観点から適切ではない立候補者を委員として指名しないことができる。

(特別委員会の制度)

第六条

- 一 特別委員会は、理事会の監督の下、理事会が定める業務を遂行する。
- 二 特別委員会は、理事会が別に許可しない限り、少なくとも月に一度、理事会会議にて業務遂行の状況について説明しなければならない。
- 三 特別委員会の委員の権限は、理事会が定める業務内において、総務担当者と同様とする。
- 四 特別委員会の委員が総務を兼ねる場合、特別委員会の設置の目的に資する範囲の業務は、特別委員会の委員として業務を行ったとみなす。

第七条

理事会の理事の過半数の賛成又は教員評議員会を除く評議員会各会の評議員の過半数の賛成により、この規則の改廃を行うことができる。